

鹿 児 島 県 公 報

平成25年11月15日（金）第2958号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---|-----------------|---|
| ○保安林の指定施業要件の変更 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | （介護福祉課取扱い） | 1 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 | （介護福祉課取扱い） | 2 |
| ○公共測量の実施 | （監理課取扱い） | 2 |
| ○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 | （都市計画課取扱い） | 2 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （始良・伊佐地域振興局取扱い） | 3 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定 | （始良・伊佐地域振興局取扱い） | 3 |
| 公 告 | | |
| ○随意契約の締結状況に関する公告 | （産業立地課取扱い） | 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） | 5 |

告 示

鹿児島県告示第1167号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年11月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
肝属郡肝付町岸良字大迫1637番カ，1639番ヲ（次の図に示す部分に限る。），1639番17，1639番18，1639番25，北方字前ヶ平2544番10，字神ノ田2556番2，2556番4，南方字上ノ小野1351番1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年11月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
前田内科訪問リハビリテーション	鹿屋市本町4番2号	医療法人前田内科	鹿屋市本町4番2号	前田 稔廣	平成25年11月1日	訪問リハビリテーション

鹿児島県告示第1169号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年11月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
前田内科訪問リハビリテーション	鹿屋市本町4番2号	医療法人前田内科	鹿屋市本町4番2号	前田 稔廣	平成25年11月1日	介護予防訪問リハビリテーション

鹿児島県告示第1170号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成25年10月15日から平成26年3月20日まで
- 3 作業の地域 伊仙町面縄地内

鹿児島県告示第1171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年11月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
指宿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 指宿都市計画下水道事業
 - (2) 名称 指宿市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和54年3月9日から平成32年3月31日まで（変更前平成30年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

始良・伊佐地域振興局告示第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年11月15日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポート友喜	霧島市霧島田口字十文字26番地8	特定非営利活動法人かりんの会	霧島市霧島田口2614番地1	井手上智子	平成25年11月1日	生活介護・自立訓練（生活訓練）

始良・伊佐地域振興局告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

平成25年11月15日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
相談支援センター 一星空の里	伊佐市大口宮人463番地33	社会福祉法人大一会	伊佐市大口宮人463番地30	大保潤一郎	平成25年11月1日	地域移行支援・地域定着支援

公 告

随意契約の締結状況に関する公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の認定を受けた者が新商品として生産する物品の購入に係る契約の締結状況について、次のとおり公告する。

平成25年11月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

番号	随意契約に係る物品の名称		数量	随意契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地	契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所
1	蓄光型床壁兼用非常口道しるべ（避難標識）		64枚	鹿児島県警察本部警務部会計課 鹿児島市鴨池新町10番1号	平成25年9月6日	株式会社カンプリ 代表取締役 宮坂 龍一 鹿児島市与次郎一丁目5番35号
2	蓄光型床壁兼用非常口道しるべ（避難標識）		10枚	鹿児島県立霧島自然ふれあいセンター 霧島市牧園町高千穂3617番地1	平成25年9月13日	
3	水水そうじの水	400ミリリットル8本入り	4 ロット	鹿児島県立鹿児島中央高等学校事務室 鹿児島市加治屋町10番1号	平成25年9月13日	株式会社しか屋 代表取締役 宮之原 正治 鹿児島市谷山港二丁目2番地16
		2リットル4本入り	12 ロット			

4	水水 そうじ の水	400ミリリ ットル8 本入り	1 ロ ット	鹿児島県立南薩少年自然 の家 南さつま市金峰町高橋 3252番地	平成25年 9月27日	
5	希釈混合方式微酸性 次亜塩素酸水「オレ アアスファ」750ミリ リットル		1本	鹿児島県商工労働水産部 商工政策課総務係 鹿児島市鴨池新町10番1 号	平成25年 10月8日	吉村興業株式会社 代表取締役 吉村 啓利 日置市伊集院町徳重352番地
6	希釈混 合方式	500ミリリ ットル	5本	鹿児島県鹿児島中央家畜 保健衛生所衛生課 日置市東市来町湯田1678 番地	平成25年 9月20日	
	微酸性 次亜塩 素酸水 「オレ アアス ファ」	2リット ル	1本			
		5リット ル	1箱			
		手指洗淨 用小型噴 霧器	1台			
		肩掛け式 携帯噴霧 器	1台			
7	希釈混 合方式 微酸性 次亜塩 素酸水 「オレ アアス ファ」	20リット ル	4箱	鹿児島県立霧島自然ふれ あいセンター 霧島市牧園町高千穂3617 番地1	平成25年 9月27日	
		肩掛け式 携帯噴霧 器	1台			
8	320W疑似ナトリウ ム色LED照明投光 器		2台	鹿児島県農業開発総合セ ンター果樹部総務係 垂水市本城1452番地	平成25年 9月5日	交和電気産業株式会社鹿児島工場 代表取締役 藤井 敏 出水市高尾野町唐笠木1817番地1
9	320W疑似ナトリウ ム色LED照明投光 器		2台	鹿児島県立鹿児島中央高 等学校事務室 鹿児島市加治屋町10番1 号	平成25年 9月19日	
10	320W疑似ナトリウ ム色LED照明投光 器		1台	阿久根警察署会計課 阿久根市赤瀬川3852番地 1	平成25年 10月8日	
11	エコノライトHGボ ール灯街路LED照 明		1台	鹿児島県教育庁南薩教育 事務所総務課 南さつま市加世田唐仁原 1954番地3	平成25年 10月1日	株式会社エルム 代表取締役 宮原 隆和 南さつま市加世田宮原2398番地
12	移動式小型平面スピ ーカー（FP-1002B）		1台	鹿児島県立霧島自然ふれ あいセンター 霧島市牧園町高千穂3617 番地1	平成25年 9月27日	株式会社モレックス喜入 代表取締役社長 渡仲 秀樹 鹿児島市喜入一倉町11620番地45
13	グランフィール機能 の後付け		1台	鹿児島県立松陽高等学校 事務室	平成25年 9月13日	有限会社藤井ピアノサービス 代表取締役 藤井 幸光

			鹿児島市福山町573番地		薩摩川内市西向田町15番11号
14	グランフィール機能 の後付け	1台	鹿児島県総務部県民生活 局生活・文化課文化振興 係 鹿児島市鴨池新町10番1 号	平成25年 10月3日	

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年11月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(1 工区)

出水市文化町354番の一部、355番の一部、356番の一部、357番1の一部、358番、359番、360番、361番、362番、363番、364番、365番1、366番、367番、368番、369番、370番、371番、372番、373番、374番、375番、376番及び377番

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
霧島市横川町上ノ3280番地5
出水酒造株式会社
代表取締役 東孝昭